

国民年金保険料の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象者

本人の所得が一定以下  
 (※)の学生(※)が対象となります。なお、家族の所得の多寡は問いません。  
 ※本人の所得が一定以下とは

■本年度の所得基準

(申請者本人のみ)  
 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等



※学生とは

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれ、ほとんどの学生が対象となります。(詳細については下記の連絡先にお問い合わせください)

■申請期間

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなります。(申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます)

■申請方法

申請先は、住民登録をしている市(区)町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

前年度に承認を受けた人で、次年度も在学予定である場合、4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特

例制度をご希望の場合、必要事項を記入の上、ご返送ください。

■保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う(追納)ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■お問い合わせ

- ねんきんダイヤル ☎0570-051165
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>
- 旭川年金事務所
- 年金の加入手続き、納入相談など ☎0166-2711611
- 年金相談の予約など ☎0166-7215004
- 税務住民課 ☎4-2511
- 住民生活グループ ☎4-2511
- 内線116・117
- ☆4-251103

令和5年度の保険料率

加入者(被保険者)の人に納付いただく保険料率は、均等割は、51,892円、2円。所得割は、10.98%となります。

この保険料率に基づく令和5年度の保険料額は、「保険料額決定通知書」により、8月に個別に通知します。

なお、世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。詳しくはお問い合わせください。



■お問い合わせ

- ◎北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ◎税務住民課 ☎4-2511
- ◎税務・収納グループ ☎4-2511
- ☆4-251103

令和5年度の保険料率に基づく保険料額

<p><b>均等割</b> 一人当たりの額 <b>51,892円</b></p>	+	<p><b>所得割</b> 本人の所得に応じた額 (※令和4年中の所得 - 43万円) × 10.98%</p>	=	<p><b>1年間の保険料</b> 100円未満切捨て <b>限度額66万円</b></p>
--	---	--	---	--